

2023年2月号 (Vol.55)

近時のストックオプション税制等の動向について

- I. はじめに
- II. スタートアップ育成5か年計画・令和5年度税制改正におけるストックオプションの議論・改正
- III. 信託を用いたストックオプションに関する動向

森・濱田松本法律事務所
弁護士・税理士 酒井 真
TEL. 03 6212 8357
makoto.sakai@mhm-global.com
弁護士・税理士 小山 浩
TEL. 087 802 4491 (高松)
hiroshi.oyama@mhm-global.com
弁護士 飯島 隆博
TEL. 03 6213 8101
takahiro.ijima@mhm-global.com

I. はじめに

いわゆるスタートアップ（ベンチャー企業）においては、手許の現預金をビジネスに振り分けるために、役職員や社外協力者に対して多額の現金報酬・給与を提供できないことが多い一方で、急速な成長によって向上する企業価値（株式価値）を分配する形で役職員や社外協力者に対してインセンティブを与えることで、人材を確保・維持するというニーズがあることから、エクイティ・インセンティブとして、ストックオプション（将来に一定の行使価格で普通株式を取得することができる新株予約権）を発行することが多く行われています。

これに対して、スタートアップがストックオプションを活用する際には、日本の会社法上一定の制約があり、また、税務上有利な取扱いをするための要件が厳しかったため、スタートアップの成長やExit（IPO・M&A）を阻害したり歪めたりしているのではないかという指摘がなされてきました。これに対して、2022年11月28日に政府の「新しい資本主義実現会議」において取りまとめられた「スタートアップ育成5か年計画」¹（以下「5か年計画」という。）や「スタートアップ育成5か年計画ロードマップ」²（以下「5か年計画ロードマップ」という。）においては、ストックオプションの環境整備が目指され、その内容の一部は令和5年（2023年）度の税制改正に係る法案に取り込まれています。

他方で、スタートアップが信託を活用して新株予約権を発行する、いわゆる信託型ストックオプションを用いたスキームについて、国税庁が、これまでの実務で定着していた考えとは異なる課税上の取扱いを行う旨の見解を公表することが検討されているとの報道もなされています。本ニュースレターでは、これらを踏まえたストックオプションの税制や活用の動向について説明します。

¹ [新しい資本主義実現会議第13回資料1「スタートアップ育成5か年計画」12～14ページ](#)

² [新しい資本主義実現会議第13回資料2「スタートアップ育成5か年計画ロードマップ」8ページ](#)

TAX LAW NEWSLETTER

II. スタートアップ育成 5 か年計画・令和 5 年度税制改正におけるストックオプションの議論・改正

1. 5 か年計画における大きな方向性

スタートアップがエクイティ・インセンティブとして発行するストックオプションとして多く用いられているのは、いわゆる税制適格ストックオプションです。税制適格ストックオプションは、ストックオプション（新株予約権）に譲渡制限が付されていることを前提に³、付与対象者や権利行使期間、権利行使価額の年間の合計額上限等の一定の要件⁴を満たす場合に有利な税務上の取扱いを受けられるため、スタートアップにおいて多く利用されています。具体的には、ストックオプションの発行・付与時と、権利行使による株式の取得時においては、付与対象者に課税が生じず、付与対象者が取得した株式を譲渡した際に、譲渡価額と取得価額（ストックオプションの払込価額と権利行使価額の合計額）の差額が原則として「一般株式等に係る譲渡所得等」又は「上場株式等に係る譲渡所得等」として取り扱われ、その税率も（総合課税となる給与所得よりも一般的には有利な）20.315%で申告分離課税がなされることとなります⁵。

もともと、税制適格ストックオプションの要件が厳格であるため、スタートアップがストックオプションを十分に活用できないとの指摘がされてきたことから、2022年11月28日に政府の「新しい資本主義実現会議」において取りまとめられた5か年計画と、5か年計画ロードマップにおいては、ストックオプションの環境整備として、主に以下の事項について、以下のタイムラインで対応することを目指す旨が示されました。

³ 租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 4 号、所得税法施行令 84 条 3 項 2 号参照

⁴ 租税特別措置法 29 条の 2

⁵ 所得税 15%・住民税 5%・復興特別所得税 0.315%。租税特別措置法 37 の 10 第 1 項・37 条の 11 第 1 項

TAX LAW NEWSLETTER

項目	5 年計画ロードマップ	現状
ストックオプション税制の権利行使期間の延長	2023 年度通常国会への改正法案の提出	同左
税制適格ストックオプションにおいて、現状では非上場時に権利行使をした場合に求められる株券の保管委託義務を不要化する	2023 年度通常国会への改正法案の提出	改正法案には盛り込まれず（後述）
税制適格ストックオプションの要件に関する更なる緩和の検討	2023 年度以降	検討中
ストックオプションプールの実現に向けた環境整備（会社法の措置の見直しや税制の対応を含む）	2024 年度にかけてを目途（2025 年度以降も検討）	
スタートアップがストックオプションを活用する際の課題を整理し、ガイドラインとして明確化	2024 年度にかけて	
種類株式の価格算定ルールの明確化、種類株主総会の特別決議を要する場合の要件の明確化等の検討	2025 年度にかけて	

2. 令和 5 年度税制改正法案等の動き

(1) 権利行使期間の上限

本稿執筆時において具体化されている事項として、税制適格ストックオプションの権利行使期間の上限の延長があります。現在、税制適格ストックオプションの権利行使期間は、（付与決議の日後 2 年を経過した日から）付与決議の日後 10 年を経過する日までとされているところ⁶、事業化までに時間を要するスタートアップがあることも踏まえて、第 211 回通常国会に提出された令和 5 年度税制改正法案において、設立の日以後の期間が 5 年未満である非上場会社であること等の要件を満たした一定の株式会社が付与する新株予約権については、権利行使期間をその付与決議の日後 15 年を経過する日までとする内容になっています。

(2) 株券の保管委託要件

5 年計画において、今年度の通常国会での対応が示唆されていた事項の 2 点目として、税制適格ストックオプションにおいて権利行使をした場合に求められる、

⁶ 租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 1 号

TAX LAW NEWSLETTER

株券を証券会社・信託銀行等に保管委託しなければいけない義務（保管委託要件、租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号）を不要化することが挙げられていました。

非上場企業に対しては、株券の保管委託要件を満たすサービスを提供している証券会社・信託銀行等が限定されているのが現状です。そのため、税制適格としてストックオプションを発行しているスタートアップが上場前に M&A による Exit を図ろうとする場合、付与対象者がストックオプションを行使して取得した株式を買主に対して譲渡しようとする、保管委託要件を満たすことが困難であるため、税制適格性が失われ、権利行使時に給与所得等として課税されることとなります。そこで、Exit 方法として M&A を避けて IPO を選択する誘因となり得ることが指摘されてきました。

税制改正大綱でも、税制適格ストックオプションについて、権利行使期間の上限の延長のほか、「所要の措置を講ずる」ことが示されており、この中に、5 か年計画で示唆されていた株券の保管委託要件を不要とすること等が含まれるかが注目されていました。しかしながら、第 211 回通常国会に提出された令和 5 年度税制改正法案では、株券の保管委託要件について定める租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号は改正されないことになっています。スタートアップの M&A を促進する観点からは、非上場会社において保管委託要件を不要とする（又は緩和された要件とする）ことが要望・期待されます。

Ⅲ. 信託を用いたストックオプションに関する動向

1. 前提：権利行使価額とストックオプションプール

特にスタートアップにおいて、日本の会社法と税法に起因する制約のもう一つとして、権利行使価額の問題が挙げられます。日本の会社法上、株主総会によって「枠」としてのストックオプション（新株予約権）の発行数の上限等を決めて取締役会に委任をし、取締役会の決議によってストックオプションを発行することも可能です。もっとも、株主総会で決めなければいけない募集新株予約権の内容に、ストックオプションの権利行使価額も含まれていることから、取締役会には権利行使価額の決定を委任できないこととなっています⁷。また、株主総会の決議によって取締役会に委任をできるのは、株主総会の決議日から 1 年以内のストックオプションの発行に限定されています⁸。例えば株主総会決議日から 1 年以内に新たな資金調達等のバリュエーション・イベントが生じた場合には、その委任内でストックオプションを発行しようすると、（普通）株式の時価が、「枠」内のストックオプションの権利行使価額を上回る可能性があります。このような場合には、税制適格ストックオプションが、1 株当たりの権利行使価額として、その新株予約権に係る契約（割当契約）を締結した時にお

⁷ 会社法 236 条 1 項 2 号、239 条 1 項 1 号

⁸ 会社法 239 条 3 項

TAX LAW NEWSLETTER

ける発行会社の1株当たりの価額に相当する金額(時価)以上であることが必要とされている以上⁹、当該要件を満たすためには、新たに株主総会を開催する必要が生じることになります。

これに対しては、一定の枠内で柔軟にストックオプションを発行することを認めること(いわゆる「ストックオプションプール」)が考えられます。例えば米国における税制優遇を受けられる税制適格ストックオプション(Incentive Stock Option: ISO)も、権利行使価額は、ストックオプション発行時の目的株式の時価の100%(一定の場合は110%)を下回らないことが要件とされていますが¹⁰、その「時価」は、発行会社が設定するOption Plan(ストックオプションプール設定の根拠となる計画)の多くにおいては、株主総会ではなく、発行会社の取締役会が誠実に(in good faith)決めた金額によるものとされています¹¹。

スタートアップにおいては、非上場であってもVCを含めて株主の数や属性が多岐にわたり、迅速に株主総会決議を行うことができない場合もあることから、一つの対応策としては、米国と同様に、権利行使価額の決定についても取締役会に委任することを認めるということも考えられます。

前述のとおり、5か年計画において、会社法の措置の見直しや税制面の対応を含め、ストックオプションプールの実現に向けた環境を整備するとされています。但し、5か年計画ロードマップの図表では、2024年度にかけてを目途としつつ、2025年度以降も検討するような記載となっているため、この議論に対しては引き続き注視が必要です。

2. 信託を用いたスキーム(いわゆる「信託型ストックオプション」)

(1) 信託型ストックオプション: 概要

以上のように、税制適格ストックオプションには一定の要件が課されていることを背景として、実務上、スタートアップが信託を利用して新株予約権を発行する、いわゆる信託型ストックオプションの仕組みが発展してきました。この仕組みの典型的なパターンとしては、ストックオプションを信託の受託者に対して有償で発行し、信託の受託者が一定期間ストックオプションを保管した上、一定の社内ルールに従って役職員等が信託の受益者になり、ストックオプションの交付を受けることとなります。役職員等がストックオプションの交付を受けるタイミングでは、目的である株式の時価はストックオプションを信託に発行したタイミングから上昇していることが多いため、付与時にその権利行使価額が目的株式の時価以上であることが求められる、日本や米国のストックオプション税制を満たすストックオプションよりも、さらに役職員等に有利なスキームということが出来ます。

⁹ 租税特別措置法29条の2第1項3号

¹⁰ Section 422, subsections (b)(4) and (c)(5) of the United States Internal Revenue Code of 1986

¹¹ この時価を算定するための価値算定機関(例えばCarta等)も、米国では普及しています。

TAX LAW NEWSLETTER

信託型ストックオプションについては、実務上、税制適格ストックオプションと同様に、役職員がストックオプションの行使により取得した株式を譲渡したタイミングで「一般株式等に係る譲渡所得等」又は「上場株式等に係る譲渡所得等」として税率 20.315% で申告分離課税等となるものと考えられていました。

(2) 近時の報道：国税庁による見解が公表される可能性

これに対して、一部の報道において、税務当局は、上記のような信託型ストックオプションに係るスキームは、所得税法施行令 84 条 3 項 2 号に該当するため、権利行使時において課税が発生するとの見解を有しているとされています¹²。報道では、税務当局は、信託型ストックオプションにおいては、付与されるストックオプションが、所得税法施行令 84 条 3 項柱書の「(権利の譲渡についての制限) その他特別の条件が付されているもの」に該当することを理由に、ストックオプションの権利行使のタイミングで課税がなされるものと考えているとされています。この見解によると、権利行使のタイミングで役職員は給与所得等として総合課税され、また、会社は源泉徴収が必要になると思われます。衆議院予算委員会における国税庁の答弁でも、信託型ストックオプションが役員等への付与を目的としたものである場合、国税庁としては、実質的に役員等に付与したものと考えられることから、ストックオプションの権利行使日の属する年分の給与所得に該当すると考えている旨が示されています¹³。

報道によれば、税務当局は、今年 4 月以降、ストックオプションに関する税制改正に伴う通達の改正を公表するタイミングで、信託型ストックオプションに関する見解を公表することを検討しているとのことですが¹⁴、これまでの取扱いとの整合性や、いつの時点からその見解が適用されるのか（既にストックオプションを発行している場合は除かれるのか、それとも権利行使されたストックオプションのみ除かれるのか等）といった点は明確ではありません。税務当局の見解を含め、今後の動向を注視する必要があります。

セミナー情報

- セミナー 『スタートアップ投資の留意点』

開催日時 2023 年 4 月 18 日（火）10:00~12:00

講師 岡野 貴明

主催 株式会社金融財務研究会

¹² 週刊 T&A Master No.965（2023 年 2 月 6 日号）（ロータス 21）40,41 ページ

¹³ [2023 年 2 月 20 日衆議院予算委員会第三分科会における国税庁次長の答弁](#)

¹⁴ なお、5 年計画には、「信託型ストックオプション（信託会社を経由してストックオプションを付与する仕組み）の実態を調査するとともに、その結果に応じて必要な対応を行う。」との記載もありましたが、今般の報じられた国税庁の動向との関係は明確ではありません。

TAX LAW NEWSLETTER

- セミナー 『米国ベンチャー投資契約の基礎～NVCAによるモデル契約条項のポイントを2時間で理解する～』

開催日時 2023年4月26日（水）10:00～12:00

講師 喜多野 恭夫

主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 本 『新プライベートバンキング ープライマリーPB 資格試験対応ー（第1分冊）』

出版社 ときわ総合サービス株式会社

著者 大石 篤史、安部 慶彦

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com